

(別添)



保発第0221003号  
平成20年2月21日

各都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



### 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて

平成20年4月1日以後、医療保険各法（「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）を除く。）の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。）であって、70歳から74歳であるものが受けた療養に係る一部負担金の割合については、「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）の一部の施行に伴い1割から2割へと見直されるところであるが、平成20年度の臨時の特例措置として、別紙のとおり「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」を定め、一部負担金等の一部に相当する額について国が特例的に支払うこととし、平成20年4月1日から実施することとなったので、貴管下の市町村及び国民健康保険組合、被保険者並びに関係団体への周知等につき御配慮願いたい。

なお、肝炎治療特別促進事業実施要綱（仮称）によるインターフェロン治療に係る医療の給付を併用した場合に係る取扱いについては、同実施要綱が策定された後定める予定である。

おって、この件については、厚生労働省健康局等の関係部局とは調整済みであるので念のため申し添える。

## 別 紙

### 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱

#### 第一 楽旨

平成18年の医療制度改革においては、現役世代と高齢者世代との負担の公平性を確保するため、高齢者にも応分の負担を求める必要があるという観点から、被保険者又は被扶養者（医療保険各法（「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）を除く。以下同じ。）の規定によるものをいい、現役並み所得者を除く。）であって、70歳から74歳である者（以下「特例措置対象被保険者等」という。）が受けた療養（医療保険各法に規定する食事療養及び生活療養を除き、訪問看護を含む。以下同じ。）に係る一部負担金等の割合について、平成20年4月1日以後1割から2割に見直すとされたところであるが、現下の高齢者の置かれている状況に配慮し、その円滑な施行を図るため、平成20年度の臨時の特例措置として、国が一部負担金等の一部に相当する額を特例措置対象被保険者等に代わって保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者（医療保険各法の規定によるものをいう。以下「保険医療機関等」という。）に支払うこと等により、その負担の軽減を図るものである。

#### 第二 実施方法

##### 1 対象者

特例措置対象被保険者等であって、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、保険医療機関等から療養を受けた者を対象とする。

ただし、当該療養に係る一部負担金等について、他の公費負担の対象となる場合は、当該公費負担が今回の特例措置に優先するものとし、今回の特例措置の対象としない（特例措置対象被保険者等が、「特定疾患治療研究事業実施要綱」（昭和48年衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知別紙）による治療研究に係る医療の給付を受けてなお残る負担が2(2)イに掲げる額を超える場合については、この限りでない。）。

##### 2 対象者の確認及び保険医療機関等での取扱い

(1) 特例措置対象被保険者等は、通常どおり、被保険者証（被保険者資格証明書）及び高齢受給者証を保険医療機関等に提示するものとする。

(2) 特例措置対象被保険者等が、今回の特例措置にかかわらず、自らが受けた療養に係る一部負担金等の一部を自ら支払う旨の特段の申し出をしない限り、保険医療機関等は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該一部負担金等のうち、当該イ又はロに掲げる額を超える額を当該者から徴収しないものとする。

イ ロ以外の場合 医療費（特例措置対象被保険者等が受けた療養に係る保険給付について、医療保険各法の規定により算定した費用の額をいう。以下同じ。）の1割

ロ 特例措置対象被保険者等が受けた入院療養等（医療保険各法施行令（「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」（平成19年政令第318号）を除く。）に

規定する外来療養以外の療養をいう。)に要した医療費の1割が当該者に係る高額療養費算定基準額を超える場合 当該高額療養費算定基準額

- (3) (2)により保険医療機関等が一部負担金等の一部を徴収しなかった場合、国が支払う一部負担金等の一部に相当する額につき、特例措置対象被保険者等に代わって、保険医療機関等は審査支払機関に対して請求・受領するものとする。
- (4) (3)の一部負担金等の一部に相当する額は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる額とする。
- イ 医療費の2割が当該者に係る高額療養費算定基準額を超えない場合 医療費の1割に相当する額
- ロ 医療費の2割が当該者に係る高額療養費算定基準額を超える場合 (医療費の1割が当該高額療養費算定基準額を超える場合を除く。) 当該高額療養費算定基準額から医療費の1割を控除した額

### 3 対象者に係る療養費の支給の取扱い

- (1) 特例措置対象被保険者等が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に受けた療養について医療保険各法の規定による療養費又は国民健康保険法の規定による特別療養費の支給申請があった場合において、今回の特例措置にかかわらず、当該療養に係る一部負担金等の一部を自ら負担する旨の特段の申し出がなされていない限り、保険者は、療養費又は特別療養費(以下「療養費等」という。)の支給に合わせて2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を支給することができる。
- (2) (1)により保険者が2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支給を決定した場合、国が支払う当該一部負担金等の一部に相当する額につき、(1)の支給申請を行った者に代わって、保険者は審査支払機関に対して請求・受領するものとする。

### 4 審査支払機関に対する請求方法

- (1) 診療報酬請求書、調剤報酬請求書又は訪問看護療養費請求書(以下「診療報酬請求書等」という。)及び診療報酬明細書、調剤報酬明細書又は訪問看護療養費明細書(以下「診療報酬明細書等」という。)への記載

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に係る診療報酬請求書等及び診療報酬明細書等への記載については、原則従来どおりとし、診療報酬明細書等に今回の特例措置の対象者である旨の表示を行うことは不要とする。

ただし、特例措置対象被保険者等が、今回の特例措置にかかわらず、自らが受けた療養に係る2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を自ら支払った場合は、当該者に係る診療報酬明細書等の特記事項欄に「二割」と記載するものとする。

- (2) 審査支払機関への請求

保険医療機関等にあっては医療保険各法による診療報酬請求の例により診療報酬請求書等を、保険者にあっては療養費等(当該療養費等の支給について保険者がやむを得ないものと認めるとき限り。)の支給に合わせて支給する2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額について、別紙様式1及び2を主たる事

務所の所在地の属する都道府県の審査支払機関に提出することにより、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の請求を行うものとする。

## 5 審査支払事務

- (1) 審査支払機関は、社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県国民健康保険団体連合会とする。
- (2) 審査支払機関は、保険医療機関等又は保険者の請求内容に応じ、診療報酬請求書等を審査のうえ、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支払を行うものとする。
- (3) 審査支払機関は、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額について、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金により造成された基金を取り崩すことにより支払を行うものとする。

## 6 契約への委任

以上の他、審査支払機関が行う国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支払についての必要な事項は、厚生労働省と審査支払機関との契約で定める。

(別紙様式1)

番 号  
平成 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿  
都道府県国民健康保険団体連合会理事長 殿

保険者(保険者  
代表者)名印

療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金等の一部に相当する額の請求について(請求書)

「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」3(2)に規定する、療養費等の支給に係る国が支払う当該一部負担金等の一部に相当する額(平成 年 月分)として、次の金額を交付されたく、請求します。

金 円

なお、支払については、次の金融機関口座に振り込み願います。

	金融機関名	本(支)店名	口座名義及び口座番号	預金の種類
フリ ガナ				

(別紙様式2)

受給者別一覧表(連名簿)  
療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金等の一部に相当する額  
(平成年月診療区分)

保険者番号 保険者名

•(1) •(2) •(3) •(4)

医療機関コードが把握できない、又は、施術に係る請求の場合は、「医療機関コード」欄について、空欄で提出すること。

年号(M.I.S.H)、星年及び月日を記載のこと。